
令和3年第4回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

令和3年12月14日(火)

1. 議事日程第5号

令和3年12月14日(火) 午前10時開議

- 第 1 日程の変更について(議会運営委員長報告)
 - 第 2 追加議案の上程(議案第107号)
 - 第 3 町長の提案理由の説明
 - 第 4 追加議案の質疑(議案第107号)
 - 第 5 委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑
 - 第 6 討論(議案第96号から議案第107号、請願第4号)
 - 第 7 採決(議案第96号から議案第107号、請願第4号)
 - 第 8 議員発議について(発議第9号)
 - 第 9 議員派遣について
 - 第10 委員会の閉会中の継続審査及び調査について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 日程の変更について(議会運営委員長報告)
 - 日程第 2 追加議案の上程(議案第107号)
 - 日程第 3 町長の提案理由の説明
 - 日程第 4 追加議案の質疑(議案第107号)
 - 日程第 5 委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑
 - 日程第 6 討論(議案第96号から議案第107号、請願第4号)
 - 日程第 7 採決(議案第96号から議案第107号、請願第4号)
 - 日程第 8 議員発議について(発議第9号)
 - 日程第 9 議員派遣について
 - 日程第10 委員会の閉会中の継続審査及び調査について
-

出席議員（14名）

1 番	横山弘康	2 番	衛藤和敏
3 番	河島公司	4 番	細井良則
5 番	松下善法	6 番	小幡幸範
7 番	松本真由美	8 番	石井龍文
9 番	宿利忠明	10番	河野博文
11番	秦時雄	12番	高田修治
13番	藤本勝美	14番	大野元秀

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	清原洋一	議事庶務班主幹	秦久里子
議事庶務班主査	後藤佳子		

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宿利政和	副町長	秋吉一徳
教育長	梶原敏明	総務課長	石井信彦
基地・防災対策課長 兼政策法務課長	瀧石裕一	企画商工観光課長	衛藤正
企画商工観光課参事	藤井正盛	税務課長	穴井陸明
福祉保険課長	西村正明	子育て健康支援課長	横山芳嗣
建設水道課長	長柄義正	農林課長兼 農業委員会 事務局長	藤原八栄
人権確立・ 部落差別解消 推進課長兼 隣保館長	山本恵一郎	会計管理者兼 会計課長兼 住民課長	時枝弘法
教育政策課長兼 学校給食センター所長	長尾孝宏	教育政策課 指導企画監	佐藤貴司
社会教育課長兼 中央公民館長兼 B & G 海洋 センター所長兼 わらべの館館長兼 久留島武彦 記念館事務局長	秋好英信	社会教育課参事	武石洋子
監査委員長 事務局長	和田育男	監査委員	河野好美

上程議案

議案第107号 令和3年度玖珠町一般会計補正予算（第8号）

午前10時00分開議

○議長（大野元秀君） おはようございます。

開会に先立ちまして、申し上げます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場内は、飛沫防止シールド設置場所以外はマスク着用としておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

傍聴される皆様に申し上げます。

議場内の入出時においては、検温の上、備付けの消毒液で手や指の消毒をされ、マスク着用の上、貼り紙のある席の御利用はお控えください。

また、会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、飲食及び写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 日程の変更について（議会運営委員長報告）

○議長（大野元秀君） 日程第1、日程の変更を議題とします。

議会運営委員会委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長藤本勝美君。

○議会運営委員長（藤本勝美君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

12月9日に、町長より追加議案の申出があり、本日午前9時より、議会運営委員会を開催いたしました。その協議の結果について御報告いたします。

議案第107号、令和3年度玖珠町一般会計補正予算（第8号）について、執行部より説明をいただ

き、議案の取扱いについて慎重に協議を行いました。

その結果、追加議案での議案第107号については、子育て世帯給付事業関連で喫緊を要する案件であります。

したがいまして、お手元に配付してあります変更日程表のとおり、本日の日程を変更します。追加議案上程後、議案質疑を行い、委員会付託をせずに本日の閉会日の日程において、討論、採決をお願いしたいと思います。

また、本日、議会運営委員会協議の中で、全員協議会での質疑について、議案に関する質疑については本会議場で行うものとし、それ以外については差し支えないものとすることに決定いたしました。

どうか趣旨を御理解いただき、慎重なる審議をお願い申し上げます。

議会運営委員会協議の結果について報告を終わります。

○議 長（大野元秀君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より委員会の協議結果について報告がありましたが、執行部より提出された追加議案審議のため、本日の日程を変更日程表のとおり変更することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程については、追加議案上程のため、一部変更することに決定いたしました。

議会運営委員会委員長藤本勝美君、自席へお戻りください。

日程第2 追加議案の上程（議案第107号）

○議 長（大野元秀君） 日程第2、追加議案の上程を行います。

今期定例会に提出されました追加議案第107号の1議案について上程したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会に提出されました議案第107号につきましては、上程することに決定いたしました。

日程第3 町長の提案理由の説明

○議 長（大野元秀君） 日程第3、町長に追加議案の提案理由の説明を求めます。

宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 皆さん、おはようございます。

本日は、追加議案上程のため、日程変更の御配慮を賜りまして、誠にありがとうございました。

それでは、追加議案につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

議案第107号、令和3年度玖珠町一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

お手元に別紙にて、令和3年度補正予算案（第8号）の概要及び内訳の資料も配付をしておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

それでは、別冊の令和3年度一般会計補正予算書（第8号）の3ページをお開き願いたいと思いません。

一般会計補正予算（第8号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億986万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ112億5,550万1,000円とするものでございます。

今回の補正の内容は、子育て世帯への臨時特別給付金として、民生費に1億986万1,000円の増額を行うというものでございます。

資料の4ページから、第1表、歳入歳出予算補正を掲載しております。

歳入につきましては、6ページに記載をしております国庫補助金の補正になります。15款国庫支出金は、国庫補助金を1億986万1,000円増額し、補正後の額を22億4,276万2,000円にするというものでございます。

8ページをお開き願いたいと思います。

8ページには、歳出について掲載をしております。

3款民生費の補正となります。新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯を支援するため臨時特別給付金を給付するものでありまして、1億986万1,000円を増額し、補正後の額を28億2,262万5,000円にするというものでございます。

内容といたしましては、テレビ、新聞等でも報道されておりますように、玖珠町内に居住される18歳までの子供1人につきまして、まずは5万円を支給するというものでございまして、町内の対象者数はおおむね2,150人を見込んでいるところでございます。

以上で、追加議案として提案を申し上げました令和3年度玖珠町一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

日程第4 追加議案の質疑（議案第107号）

○議長（大野元秀君） 日程第4、これより追加議案に対する質疑を行います。

議案第107号に対する質疑はありますか。

10番河野博文君。

○10番（河野博文君） おはようございます。10番河野です。

2点ほどお聞きしたいと思います。

これ今、国またメディア等でもいろいろ話題になっておりますが、自治体によっては5万円のとこ

ろを、それぞれの町の基金等を取り壊して、もう一括して10万円で払うというような自治体もかなりあります。若干持ち出しにはなるんですけども、後で返ってくるということで、政府のほうも10万円でいいというような話になってきているんですけども、その辺のことは考えられないか。もう事務的に2回するよりも1回にして、そして経費を1回で抑えてしまう。そういうようなことは考えられないか。また、多くの市町村で12月いっぱい、今月中に支給したいということで進められておりますが、玖珠町ではそれができるかどうか、お聞きします。

○議長（大野元秀君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） お答えをいたします。

昨日の報道によりますと、政府は一括での給付を認める方向とのことでございます。今回、追加上程しました議案は、先行分としての5万円支給の補正予算案となります。また、この支給は民法における贈与契約となるため、通知後、一定期間辞退期間を取るよう国から指導されています。本日、補正予算案を御了承いただければ、早急に事務に取りかかり、12月27日月曜日の支給を予定しております。国からは10万円の年内一括支給について正式な通知は届いておりませんが、実施するにしましても、追加の補正予算案上程、または専決予算で予算を確保した上での辞退期間確保等を鑑みますと、年内一括支給は困難というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） じゃ、玖珠町では5万円の給付のみという形になるということですね。子育て世帯の方、特に小学校、中学校、高校、大学、専門学校、短大等それぞれ入学される方の世帯においては、もう国が当初示した3月いっぱいの給付というのは、本当に遅くなるというような気がするんです。それで、玖珠町の場合もとにかく早くしていただいて、もう2回目を1月いっぱい、2月当初ぐらいまでに考える意思があるかどうか、その辺お聞きします。

○議長（大野元秀君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 至急というお話で、私ども事務局のほうもそういうふう動いておるのですが、1つ問題がございまして、高校生、15歳から18歳の方についても所得判定が必要になります。今、このシステムを私ども持っておりませんので、それを改修してということになると、2月頭に早くて納品ということになりますので、申請そのものは先に受け付けられますので、なるだけ、システム納入後、早めに支給をしたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 質疑ありませんか。

10番河野博文君、3回目です。

○10番（河野博文君） 3回目です。システムがないということでございますが、申請をされるように手配されて、そういう保護者なりが申請を持ってこられたら、960万円の上限があるなしは役場のほうで調べればすぐ分かると思いますので、そういう方におかれましては、至急に支給できるような

形を取っていただきたいというふうに思いますが、これはお願いです。よろしく申し上げます。

○議 長（大野元秀君） ほか質疑ありませんか。

5番松下善法君。

○5 番（松下善法君） 5番松下です。

この制度に対して、一般の子育て世帯からは、現金給付で10万円一括というのがやはり意見としては多いと思うんですが、年を越してクーポンでなくて、またさらに5万円現金で配るということはお考えでしょうか。

○議 長（大野元秀君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） お答えいたします。

当初、国のほうはクーポンということでお示しをいただいていたのですが、クーポンをせずに現金を支払う予定はないかということですが、クーポン支給のメリットとしましては、貯蓄せずに子育ての目的に沿った消費が行われることというふうに言われております。一方、自治体事務の煩雑化というの也被言われております。基準日が令和3年9月30日のため、その後転出された方は、クーポン券が転出先では利用できません。また、クーポン券の換金事務や商店、役場事務も発生するという事務の煩雑化もございますので、それぞれ現金支給もクーポンも一長一短あるというふうに考えております。いずれにしましても、国の補正予算がまだ成立しておらず、国も詳しい要綱を示すことができませんので、示され次第、子育て世帯にとって有益になるよう、総合的に判断したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 5番松下善法君。

○5 番（松下善法君） 5万円を年明けてから現金で配るというほうが効率的だと思うんですね。

今も、結局、18歳以下の方は毎月5,000円ですか、口座のほうに入れるようなシステムになっていて、それに多分振り込むんですね、年度内の5万円というのは。ということは、クーポンを一々紙でつくるよりは、そっちのほうの方が効率的だと思うんです。そして、一般の子育て世代はそれを望んでいるんですから、それにやはり行政としても対応するべきだと私は思いますが、ぜひとも今後そういう対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長（大野元秀君） ほか質疑ありませんか。

11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 11番秦です。

まだ今、臨時国会が開かれておりますけれども、クーポンでなくても現金でいいということで、そういうふうな方針が出されておりますけれども、もう一度聞きます。まず、5万円は現金、そして、その後に配る5万円については、町として現金で配るのか、そういう意向なのか、あくまでクーポン券なのか、そこら辺をはっきりしていただければありがたいです。

○議長（大野元秀君） 先ほど同一質問でありますので、執行部、簡略にもう一度だけお願いします。
簡略でいいです。

横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 皆様のどちらがということはお聞きをしております。また、国の要綱ができ次第、至急に決定をしたいというふうに思います。

○議長（大野元秀君） ほかに質疑ありませんか。

8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 1点だけお聞きします。

先ほど、町長が、対象の人数が2,150人、おおむねという表現でありました。多分、先ほど課長からの質問があって、所得関係の確認、それから、1つ気になるのは、誕生日でどこで締めるのかとかいう、一昨年の新生児に対する出産祝い金の10万円の場合は、特例で玖珠町が1年間延長しました。それと同じように、誕生日によってどこで締めをするのかという問題もあるかと思いますが、お願いします。

○議長（大野元秀君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） お答えいたします。

対象となる人ですが、18歳以下の子供がいる世帯で、ただし、児童手当の所得制限限度額に相当する場合は支給対象外となります。具体的には、令和3年9月30日基準日時点で、平成15年4月2日から基準日までに生まれた児童の保護者、または、基準日の翌日10月1日から令和4年3月31日までに出生した児童を養育する保護者で、かつ家計の中心者の所得が児童手当の所得制限限度額内の方というふうになっております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第107号に対する質疑を終わります。

日程第5 委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑

○議長（大野元秀君） 日程第5、委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑を行います。
最初に、予算常任委員会の報告を求めます。

予算常任委員会委員長松本真由美君。

○予算常任委員会委員長（松本真由美君） おはようございます。

予算常任委員会報告。

令和3年第4回玖珠町議会定例会において、予算常任委員会に審査の付託を受けました議案5件に

ついて、12月6日、執行部出席の下、審査した結果を報告します。

予算常任委員会は、全議員をもって審査に当たることから、報告は簡略化します。

1 議案第96号 令和3年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,992万1,000円を増額し、歳入歳出それぞれ111億4,564万円とするものです。

補正の主な内容は次のとおりです。

○新型コロナウイルスワクチン3回目接種業務における経費の計上

・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業5,455万8,000円

○ふるさと応援寄附金の寄附増額に伴う経費を計上

・ふるさと応援基金事業6,971万3,000円

○その他、行政運営における緊急性の高い事業

主な質疑は次のとおりです。

（問）ふるさと納税が増額しているが、玖珠町内産の返礼品の状況はどうか。他の品物が売れて、地元はメリットがあるのか。

（答）エコ・ワールドの枕は、玖珠町内で生産されたものです。農産物や酒等についても、比例した形で増えています。

（問）観光誘客広告料259万6,000円の費用対効果はどれくらい見込めるのか。

（答）ドローン大会の会場だけでなく、FM福岡のコメンテーターが積極的に玖珠の観光地を回り、放送する予定です。また、FM大分にも放送をお願いします。

（問）三日月の滝公園災害復旧工事費790万3,000円はどこの部分か。

（答）今年8月の豪雨により、キャンプ場に再度被害が出たため行います。また、入り口付近の補修も入っています。

（問）券売機が高額過ぎるのではと思うが、検討したのか。また、Wi-Fi整備は他の場所を検討しているか。

（答）運動公園、メルサンホールの券売機は、新500円硬貨対応に加え、両替機能、新型コロナウイルス感染症対策として非接触機能、キャッシュレスにも対応可能なため、高額機種になりました。Wi-Fi整備は、メルサンホール、運動公園事務室を整備中です。久留島記念館も整備が必要と判断しました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第97号 令和3年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ839万3,000円を増額し、歳入歳出それぞれ21億1,107万1,000円とするものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第98号 令和3年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

今回の補正予算の歳入歳出総額の変更はありません。歳出の決算見込みによる組替えを行うものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第99号 令和3年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万8,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3,403万4,000円とするものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第100号 令和3年度玖珠町水道事業会計補正予算（第2号）

今回の補正予算は、既定の収益的収入及び支出の予定額の支出から14万7,000円を減額し、資本的収入及び支出の予定額の支出に22万2,000円を追加するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に審査の付託を受けました議案5件の審査結果の報告を終わります。

○議 長（大野元秀君） 予算常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

予算常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、総務建設農林常任委員会の報告を求めます。

総務建設農林常任委員会委員長高田修治君。

○総務建設農林常任委員長（高田修治君） 総務建設農林常任委員会報告。

令和3年第4回玖珠町議会定例会において、総務建設農林常任委員会に審査の付託を受けました議案2件、請願1件について、12月7日、執行部出席の下、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第102号 玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正について

本案は、職員からのパワーハラスメントの申出があり、組織マネジメントの管理不足を生じたことに対し、組織の管理者として、町長の給料について減給処分したいとの申出があり、条例の一部を改正するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）今回の減額上程に至った事案の経緯について説明を求める。

（答）休みがちの職員のいる部署を統括する相談者が、職員の補充を求めて管理職との話の中で生じた事案で、相談者が管理職からパワーハラスメントを受けたとして申出があったものです。処理委員会を立ち上げ、その調査内容を弁護士に伝え、意見を求めた結果、パワーハラスメントではないとの結論に至ったものです。

（問）パワーハラスメントがないのであれば、町長は減額する必要はないのではないかと。

（答）結論に至るまで長期間を要し、相談者と管理職の両職員が心身を消耗したこと、組織内のコ

コミュニケーションが不十分であったことによる組織全体のマネジメントに問題があった責任を取りたいとのことで、上程に至ったものです。

(問) 給料を5%減額とした根拠は何か。給料の減額ではなく、職場を働きやすいものにすることが大切ではないか。

(答) これまでや近傍の例などを参考にしてのものです。今後は、研修を重ねるとともに、相談体制の充実に向け検討します。

審査の結果、本案は賛成少数で否決すべきものと決しました。

2 議案第103号 玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布により、未就学児の被保険者均等割額を改正するため、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 請願第4号 「大分県主要農作物等種子条例制定を求める意見書」の提出等を求める請願書について

本請願は、大分県主要農作物等種子条例制定を求める意見書を大分県に対し提出等を求めるものです。

審査に当たって、請願紹介議員からの説明を受け、審査に入りました。

審査の結果、本請願は請願趣旨の詳細や情報収集のため継続した審査が必要であり、継続審査とすることに決しました。

以上、総務建設農林常任委員会に審査の付託を受けました議案2件、請願1件の審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長(大野元秀君) 総務建設農林常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番小幡幸範君。

○6番(小幡幸範君) 議席番号6番小幡です。

請願第4号についてですが、委員会の審査において質疑等が出なかったのか。また、もしあれば、どういった内容だったのかを伺います。

○議長(大野元秀君) 総務建設農林常任委員長。

○総務建設農林常任委員長(高田修治君) ただいまの質問ですが、請願の趣旨につきましては、皆さんお手元の文書表に出ておるとおりでありまして、内容についてはいろいろありましたけれども、今回、継続審査の申請をいたしました。というのは、委員会の審査の期間、会期中での審査が原則であります。請願文書表にありますとおり、非常に広範、特に意見書を出してほしいという請願でありましたので、6項目ありまして、その内容まで精査していくには、とても会期中には終わらないと。そのまましておきますと、もう御案内のとおり、議案が消滅いたしますので、継続審査をしたいという

申入れをしたところであります。そういうことで御了承いただきたいと思ひます。

○議 長（大野元秀君） ほかに質疑ありませんか。

9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） 議案第102号についてお尋ねをいたします。

この問いをすれば、パワーハラスメントでないのであれば、町長が減額する必要はないのではないかという意見と、減額よりも働きやすい職場をつくるべきではないかという2つの意見があったんです。これはどちらが主流で否決というふうになったのか。パワーハラスメントでないので減額する必要はないという意見が多数だったのか、それとも、減額するよりもまだすることがあるんじゃないかという意見、このどちらが主流を占めたのか、お尋ねいたします。

○議 長（大野元秀君） 総務建設農林常任委員長。

○総務建設農林常任委員長（高田修治君） お答えします。

言いますように、はっきりしておるのが、今回の中身は、減額すべきであるか、パワーハラスメントがなかったのに減額する必要はないんじゃないかという意見が2つ、大きな柱が今御指摘のとおりであります。採決した結果、もうお分かりのとおり、少数だったということであります。分かりますか。5%を減額することには反対という意見のほうが多かったという結論であります。

○議 長（大野元秀君） ほかに質疑ありますか。

（なし）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

総務建設農林常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、企画民生教育常任委員会の報告を求めます。

企画民生教育常任委員会委員長松下善法君。

○企画民生教育常任委員会委員長（松下善法君） 企画民生教育常任委員会報告。

令和3年第4回玖珠町議会定例会において、企画民生教育常任委員会に審査の付託を受けました議案4件について、12月8日、執行部出席の下、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第101号 玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

本案は、玖珠郡の学校医の報酬額は県下で低い水準のため、現行の年間4万5,000円を6万円に引き上げ、他自治体と同等の水準に引き上げるため改正するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）学校医の仕事は年間どのようなものがあるのか。

（答）基本的には、就学時健診、定期健診、学校からの相談等があります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第104号 玖珠町国民健康保険条例の一部改正について

本案は、健康保険法施行令等の改正に伴い、出産育児一時金を40万4,000円から40万8,000円に増額し、産科医療補償制度の掛金を1万6,000円から1万2,000円に引き下げるため改正するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 現在の普通分娩での出産費用は幾らか。

(答) 出産費用の細部は把握していませんが、おおむね42万円と聞いています。

(問) 産科医療補償制度掛金が減額したが、補償内容は変わらないか。

(答) 補償内容は変わりません。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第105号 玖珠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

本案は、デジタル化の推進に伴い、保育所等の業務負担軽減を図る観点から、書面等の作成・保存等について電磁的方法による対応を可能とし、かつ、保育所等を利用する保護者の利便性向上のため改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第106号 玖珠町都市公園条例の一部改正について

本案は、玖珠町都市公園である塚脇街区公園、総合運動公園、三島公園広告物の表示を禁止から一部許可とすることとし、行事等でポスター等の掲示を可能にするため、条例の一部を改正するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) ポスターの掲示場所、掲示要領等はどうなっているのか。

(答) 広告期間に限り、表示する貼り紙等で広告物が容易に撤去できるように考え、現在調整中です。

(問) 営利目的で申請されたポスターは許可するのか。

(答) 営利目的で公園を利用する場合であっても、使用を認めた場合には許可します。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、企画民生教育常任委員会に審査の付託を受けました議案4件について、審査の結果の報告を終わります。

所管事務調査について

玖珠町内の認定こども園に対する助成に関する所管事務調査を行いました。委員会としては、認定こども園が抱える問題の対応について、執行部とともに問題解決に向けて努力することを確認し、本委員会は、引き続き継続調査することに決しました。

以上です。

○議長（大野元秀君） 企画民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 10番河野です。

まず、1点、議案第101号の特別職の学校医の報酬額が、現行の年間4万5,000円を6万に引き上げるとのことでございます。この中でありますが、町内の学校医は、学校の大小にかかわらず、同じ金額でしょうか。

○議長（大野元秀君） 企画民生教育常任委員会委員長。

○企画民生教育常任委員会委員長（松下善法君） そこは、私というよりは執行部のほうに聞いていただくとありがたいのですが、金額としては同じです。6万円だと思います。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 数年前より、玖珠郡の中学校は1つになり、かなり多くの人数を抱える学校、小学校等におきましては、何人か数名の学校からあるんですけども、一校一校に対しての学校医が6万円なのか。そして、人数多いところは、やはり時間も日数も多くかかるかもしれないので、その辺のようなことは、委員会の中では話し合いされませんでしたか。

○議長（大野元秀君） 企画民生教育常任委員会委員長。

○企画民生教育常任委員会委員長（松下善法君） それも先ほどと同じような回答になって申し訳ございませんが、委員会のほうではいろんな意見は出たところがございますが、学校の規模によっての内容というのは、また担当課のほうに御確認をいただければありがたいと思います。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君、3回目です。

○10番（河野博文君） 委員会の中で話されたか、話されていないのか。今の話だと、委員会の中でそういうことはあまり話されないということよろしいでしょうか、執行部ということでございますが。

それと、もう一点……

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君、1つずつお願いします。

○10番（河野博文君） それで、もう3回目なんで。今の……

○議長（大野元秀君） 同じ関連ですか。

○10番（河野博文君） 別に、いいですか、そしたら。

○議長（大野元秀君） 関連でなければいいです。

○10番（河野博文君） じゃ、先ほどのお願いします。

○議長（大野元秀君） 企画民生教育常任委員会委員長。

○企画民生教育常任委員会委員長（松下善法君） 規模の大きい小さいについて、そこで非常勤特別職の医師についての金額が変わる変わらないという意見は出ませんでした。

○議長（大野元秀君） ほかに質疑ありませんか。

10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 議案第104号のほうなんですけれども、出産費用が40万4,000円から40万8,000円に増額したとあります。実際、何かの病気、出産後の状態によって少し長引いたりすると、この金額では賄えないというようなところあるんですけども、その辺、町において何らかの補助金

をすとかいう、そういう話等は出ませんでしたか。

○議長（大野元秀君） 企画民生教育常任委員会委員長。

○企画民生教育常任委員会委員長（松下善法君） それは出ました。しかしながら、この基準額どおり
今度改めれば、40万8,000円と、これ以上でも以下でもないという答弁でございました。

○議長（大野元秀君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

企画民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で各委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第6 討論（議案第96号から第107号、請願第4号）

○議長（大野元秀君） 日程第6、これより討論を行います。

議案第96号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 議案第97号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 議案第98号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 議案第99号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 議案第100号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 議案第101号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 議案第102号に対する反対意見の発言はありませんか。

1 番横山弘康君。

○1 番 (横山弘康君) 議案第102号に対する反対の意見を申し上げます。

提案理由では、組織管理の責任を明らかにするためとあり、相談者からの申出から結論まで長期間を要し、その間、当事者双方に心身ともに負担を強いることになり、組織の責任者として責任をとるの思いで、今回の上程になったとあります。相談者の申出から結論まで3か月を要し、当事者双方に身体的に負担を強いたとの思いは、町長として職員の気持ちを推しはかかってのことであり、リーダーとして職員、人を思いやるという心と、町政執行の最高責任者として自己を律するということが大切なことだと思えます。確かに、町が執行する全ての事務の決定権者は町長であります。膨大な事務を町長が決定することは至難であることから、玖珠町事務決裁規則で特定の事務処理については、その権限を専決事項として委ねることができるようになっています。人事異動の専決事項は、副町長であります。

また、平成23年に、町職員のハラスメントの防止に関する規程が制定をされていますが、第7条第1項では、相談窓口を総務課に置く、同条第2項では、相談窓口職員は当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとありますが、そのための具体的な対応策が規定されてこなかったことが遅れた理由の一因と聞いています。

今回の事案の主な要因は、職場での要員不足を相談者が幾度となく管理職を通じて人事担当部署に改善を訴えたが、人事担当部署での速やかな人事対応がなかったことで、相談者と管理職双方に心身ともに負担を強いることに端を発した事案であると思われます。結果として、パワハラ行為はなかったが、職場の管理責任者としての管理者のみが、職場マネジメントに十分に配慮するようとして嚴重注意となっています。嚴重注意は懲戒処分ではありません。町長が給与減額をしようとしていることは、通常であれば、より重い懲戒処分に当たるものであります。このことについては理解と納得ができない行為であり、反対の一つの理由であります。

町長の責任を形にとの思いは理解できますが、給与の減額ではなく、なすべきことは、今回の事案を真摯に受け止め、副町長等を通じて、相談担当部署が危機管理、リスクマネジメントを認識し、相談者に寄り添って適切に対応できていたのか、当事者への迅速な聴取が遅滞なく速やかに行われ、トップ、町長までに報告がされていたのか、要因となった関係部署の職員が処理委員会構成員とならないよう対応できていたか、また、そのおそれがある場合はどう対処したか、相談者に対し、職員間でセカンドハラスメント的な行為や言動がなかったか、当事者双方が心身に障害を受けた場合に、適切なカウンセラーができていたかなどを検証し、総括し、改めるべきは改め、ハラスメント等に適切・迅速に対応できる体制・システムの構築、当事者が職場に完全復帰できるための具体的な施策、

まちづくりの大切な人材である職員が安心して働ける職場づくりに努力されることは、トップとして取るべき責任であると思います。

以上の理由から、議案第102号については反対をいたします。

○議長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 討論を終結します。

次に、議案第103号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 議案第104号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 議案第105号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 議案第106号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 議案第107号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 次に、請願第4号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 以上で討論を終わります。

日程第7 採決（議案第96号から第107号、請願第4号）

○議長（大野元秀君） 日程第7、これより採決を行います。

最初に、議案第96号、令和3年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、議案第96号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号から議案第100号の4議案は、令和3年度特別会計の補正予算です。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

議案第97号から議案第100号までの4議案について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、議案第97号から議案第100号までの4議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、議案第101号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号、玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正について、委員長報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第102号、玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（大野元秀君） 起立少数です。

よって、議案第102号は、否決されました。

次に、議案第103号、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、議案第103号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号、玖珠町国民健康保険条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可

決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第104号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第105号、玖珠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第105号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号、玖珠町都市公園条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第106号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第107号、令和3年度玖珠町一般会計補正予算(第8号)について、特に反対意見の発言も賛成意見の発言もありませんでしたので、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、総務建設農林常任委員会に審査の付託を行いました請願1件について、採決を行います。

請願第4号、「大分県主要農産物等種子条例制定を求める意見書」の提出等を求める請願書について、採決を行います。

委員長報告のとおり決することで、賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、請願第4号は、委員長報告のとおり継続審査することに決定いたしました。

日程第8 議員発議について(発議第9号)

○議長(大野元秀君) 日程第8、議員発議について議題といたします。

お手元に配付しております発議第9号が提出されております。これを直ちに議題としたいと思います。

すが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

発議第9号、玖珠町議会会議規則の一部改正について、委員会の報告を求めます。

提出者、議会運営委員会委員長藤本勝美君。

○議会運営委員長（藤本勝美君）

発議第9号

令和3年12月14日

玖珠町議会

議長 大野元秀 殿

提出者 玖珠町議会議会運営委員会委員長 藤本勝美

玖珠町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり玖珠町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

玖珠町議会会議規則の一部を改正する規則

玖珠町議会会議規則（昭和62年玖珠町議会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「看護、」の次に「介護、」を加える。

第107条の次に次の1条を加える。

（情報通信端末機器の使用）

第107条の2 議員及び事務局職員は、情報通信端末機器（議会が指定する会議用のタブレット型端末及びパーソナルコンピューターに限る。次項において同じ。）を会議及び委員会等において使用することができる。ただし、前条の運用を電子データにより行う場合は、議長及び委員長等の許可を得なければならない。

2 前項の規定は、町長その他関係機関の情報通信端末機器の使用について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理由については、掲載のとおりでございます。

○議長（大野元秀君） ただいま議会運営委員会委員長藤本勝美君から説明がありましたが、これに

ついて質疑ありませんか。

(なし)

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第9号に対する反対意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長（大野元秀君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第9号、玖珠町議会会議規則の一部改正について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

発議第9号について、賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、発議第9号は可決されました。

日程第9 議員派遣について

○議長（大野元秀君） 日程第9、議員派遣について議題といたします。

今定例会より令和4年3月定例会まで、お手元にお配りしましたとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、本件は決定されました。

日程第10 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（大野元秀君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査及び調査について議題とします。

議会運営委員会、常任委員会及び各特別委員会の委員長から、委員会の所管事務及び目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出が提出されています。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会、総務建設農林常任委員会、企画民生教育常任委員会、基地対策特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から申出のとおり、閉会中においても所掌事務について継続調査を行うことに決定いたしました。

ここで、町長より発言の申出がありましたので、これを許します。

宿利町長。

○町 長（宿利政和君） それでは、令和3年第4回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げたいと思っております。

まず初めに、行政報告を申し上げたいと思います。

12月6日でございますが、本町の新たな行政相談委員に、玖珠町森の藤野哲郎さんが委嘱をされました。当日は、新任の行政相談委員に対する総務大臣からの委嘱状が、大分行政監視行政相談センターの井上浩孝所長から藤野氏宛て交付をされまして、私も立会人として出席をさせていただきました。藤野さんの任期につきましては、令和5年3月までの1年4か月でございます。御存じのとおりかと思いますが、行政相談委員は、法律に基づきまして総務大臣から委嘱をされ、無報酬で国などが行っている仕事に対する要望や意見を住民の方々から受け付けまして問題解決の促進を図る、また、住民と行政とのパイプ役として御尽力を賜るという職務でございます。藤野様にはよろしく願い申し上げます。

続きまして、12月8日水曜日でございますが、メルサンホールにおきまして、これは議員各位御出席も賜りましたけれども、多くの住民参加の下、人権を考える町民のつどいを開催いたしました。このつどいでございますが、12月4日からの人権週間に合わせまして、また、玖珠町で過去に起こった差別事象に対する取組の一環としまして、毎年行っているものでございます。今回は、「今を生きる私たち—歴史から学ぶ『差別のおかしさ』—」と題しまして、大分県人権教育・啓発推進協議会、人権研修講師でおられます一法師英昭さんに御講演をいただいたところでございます。また同時に、令和3年度、差別をなくす人権標語の入選作の表彰も行ったところでございます。8月に予定をしておりました人権を守る町民のつどいが、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして開催できなかったため、町内の感染状況を見極めながらの開催となりましたが、十分な感染対策と参加皆様の御協力によりまして、何とか開催ができたところでございます。関係いただきました皆様に、改めて感謝を申し上げたいと思います。

以上で行政報告を終わります。

さて、今定例会は、11月30日から本日までの15日間の日程でございました。初日に提案を申し上げました予算の専決案件1件、補正予算案件5件、条例の一部改正案件6件、また、本日提案申し上げ

ました追加の補正予算案件につきまして、議員各位の御審議、御議論を賜りまして、その結果、1議案を除きました12議案について御承認を賜りました。誠にありがとうございました。

職場の環境づくりにつきましては、全職員で改めて認識を高めながら、働きやすい職場環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、そのほかにも、議員各位から多くの御意見、御提言をいただいた項目もございますので、併せてお礼を申し上げ、真摯に受け止め、取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本来であれば、この場で年末の御挨拶と私の現任期中の最後の定例議会となりますので、これまでの行政運営に対する感謝と来年に向かっての挨拶を申し上げるところでございますけれども、新聞報道等で既に御存じのとおり、国の子育て世代と住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の取組を早期に実施することが求められておりますので、玖珠町といたしましても、準備が整い次第、給付を開始したいと考えております。担当部署も今それに向けて、必要となる予算の積算等を行っているところでございますので、再度、年内に補正予算案の提案の機会を賜りたいというふうに考えておりますので、挨拶についてはまたそのときにさせていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

結びになりますけれども、これから日を重ねるごとに、本格的な冬の到来を迎えます。寒さも一日一日厳しくなっております。議員各位におかれましては、年末を迎え、何かと御多忙な日々が続くと拝察申し上げますが、健康には十分御留意をされますよう御祈念を申し上げまして、令和3年第4回玖珠町議会定例会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（大野元秀君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和3年第4回玖珠町議会定例会は、去る11月30日開会以来、本日までの15日間にわたり、議員各位はもとより、執行部におきましても、終始極めて真摯な御審議をいただきましたことに感謝申し上げます。

今年も新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動自粛に始まり、8月豪雨などにより、住民生活に大きな影響を受けました。しかし、第5波以降は、県内での感染者も落ち着き、経済活動も活気を取り戻しつつあると考えております。

今年も残り僅かとなり、令和4年ももうすぐそこですが、新型コロナウイルス感染症予防のため、基本的な感染対策を引き続き徹底した上で、年末年始の各種イベントが行われ、社会経済の再活性化が実現できることを願うとともに、議員・執行部各位には、くれぐれも健康に留意され、それぞれの場において御活躍されますことを祈念するものであります。

また、先ほど町長の発言にもありましたように、国の臨時交付金の取組が明らかになれば、再度、議論の場を持つことになろうかと思いますが、その際には、よろしく願いいたします。

これをもちまして、令和3年第4回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年12月14日

玖珠町議会議長 大野元秀

署名議員 松下善法

署名議員 宿利忠明